

まつうら 農業委員会だより

第27号

令和7年1月1日発行

発行 松浦市農業委員会

編集 委員会だより編集委員会

TEL (0956) 72-1111

(内線232)



地域計画策定に係る協議の場

● 主な内容 ●

ページ

- 新年の挨拶..... 1
- 年頭のご挨拶（市長）..... 1
- 我が町のがんばる農業者..... 2～5
- 農業委員活動紹介..... 6～7
- 気になるスポット..... 8
- がんばる新規就農者..... 9
- 農業者年金..... 10
- 各種お知らせ..... 11

- 定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。
- 農地転用申請受付期間は、毎月8日から14日までです。
- 農地に関する相談事は、地元農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお尋ねください。

※ 新年の挨拶 ※

松浦市農業委員会

会長 佐々木 龍 二



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、農業委員会の活動にあたり、平素より格別のご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本年は農業の大きな転換点を迎えます。昨年の通常国会で、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が二十五年ぶりに改正され、本年三月末までに、その「基本計画」が取りまとめられることになっています。また、「改正農業経営基盤強化促進法」による、将来の地域農業の指針となる「地域計画」策定の期限が本年三月末となつていきます。その計画の柱となる「目標地図」の作成にあたっては、地域の話し合い活動の中で、多くの皆様にご協力

を賜り心より感謝申し上げます。昨今、農業はいくつもの課題を抱えています。不安定な国際情勢の中での食料安全保障の確保、環境負荷低減、高齢化の進行や後継者不足による担い手の減少、遊休農地の増加など。この中には、早急に解決に向けて取り組むべき地域課題も含まれています。

市立図書館で借りた「白川静さんに学ぶ 漢字の秘密まるわかり」(小山鉄郎著)という本の中に、「農」という漢字の字源について次のような内容の説明がありました。上部は元々「田」だったが、時代を経るうちに誤って「曲」に変化した。下部の「辰」は大きな蛤(はまぐり)が足を出して動いている姿を表している。「農」という漢字が古代中国で生まれた時、人々は大きな蛤の貝殻で土地を耕していた。

悠久の古(いにしえ)に始まった農業が、人々のたゆまない営みにより連綿と続いてきました。今に生きる私たちが、今後持続可能な農業として課題を解決しながら発展させていかなければなりません。

松浦市農業委員会では、農業委員十九名と農地利用最適化推進委員十八名が協力して、各地区の皆様のご意見等をお聞きしながら、地域農業の課題解決に向けた活動を進めてまいります。本年も皆様のご理解、ご協力の

ほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。結びに、新年が皆様にとつて健康で実り多き良い年でありますことを祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。

年頭のご挨拶



松浦市長

友田 吉 泰



明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、令和七年の新春をお健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから地域の農業振興をはじめ市政の発展にご尽力いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。さて、長引く不安定な国際情勢等に起因するエネルギーや原材料価格の高騰に加え、円安の進行による物価高の影響によって、生産資材や肥料・飼料価格が高止まりしており、農業経営は依然として厳しい状況が続いております。加えて、農業従事者

の高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増加は、本市のみならず我が国の農業が抱える深刻な課題となっております。

こうした課題に向き合い、持続可能な農業を進めていくため、本市においても生産基盤の強化に取り組んでおり、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の策定に向けた各地域での協議を完了し、関係機関への意見聴取を進めているところです。地域の皆様の意見を反映した「地域計画」を本年三月末までに策定し、その実現に向けて関係者が一体となって取り組んでまいります。

また、中山間地域等直接支払制度については、令和六年度が第五期対策の最終年度となっております。中山間地域において農業や農村が持つ多面的機能が発揮され、農業生産活動が維持・継続していけるよう、次期対策への取組について、対象組織との協議を進めてまいります。

本年も引き続き、「第二次総合計画」のもと、農業所得の向上に向け、優良農地の維持・活用、高収益作物への転換、担い手の育成・支援などの取組を進めてまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

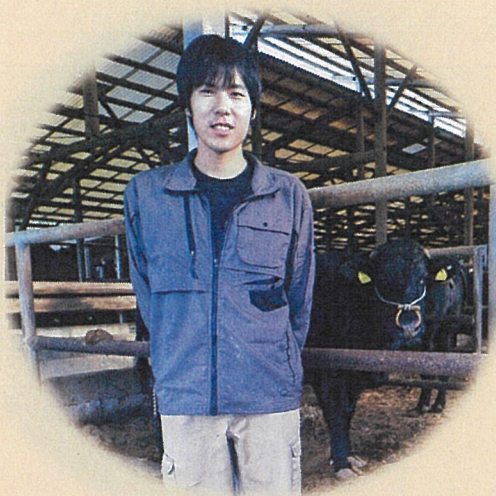
結びに、本年が皆様にとりまして、健やかで輝かしい年となりますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

「我が町のがんばる農業者」

「地域や家族に
支えられて」

かねうち
金内

しゅう
周さん（鷹島町三里）



私は新規就農者育成事業で1年間の研修の後、4年前に就農しました。肉用牛の繁殖で母牛11頭と露地でスナップエンドウを10アール栽培しています。就農5年後に繁殖母牛12頭、スナップエンドウ15アールを

目標に計画を立て、達成に向け日々頑張っています。

就農のきっかけは、私の両親が葉たばこ農家で、水稻やブロッコリー、アスパラガスなど幼いころから両親の仕事や地域の農業を見て育ったこともあり、興味を持ったことがきっかけです。現在も両親は葉たばこをしており、夏のたばこ時期が終わった後もスナップの手入れ、収穫など日々助けてもらいとても感謝しています。

繁殖牛とスナップの状況ですが、スナップは8月の作付後、長期の悪天候や寒暖差による発育不良や病気が例年より目立ちます。それにより収量・品質の低下と苦しい状況です。その中でスナップ農家さん中心に病気の予防や薬の見直しをして収量・品質向上のため尽力しています。

繁殖牛は就農直後に新型コロナウイルスの影響で肉の消費量、販売価格の低下や飼料資材高騰で全国的にスランプに陥りました。私も牛の導入を始めたばかりだったので先が見えないような不安がありました。畜産農家の先輩方からのアドバイスやご指導、家族の支えもあり、毎日楽しく仕事が出来て

います。計画達成後は、繁殖牛の規模拡大を目指し、牛も私も力強く成長できたらなと思います。

本人執筆



全国農業新聞を

購読しませんか？

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

月4回金曜日発行
B3版十〜十四頁
購読料月額七百円

「送料、税込み」



お申し込みは、地元農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお願いします。

電話 七二二二二二

(内線 二二二二)

「家族に感謝」

池山 いけやま

とおる
徹さん (志佐町白浜)



現在、繁殖牛8頭を飼育し、飼料作物60アール、WCS150アール、水稲40アール、牛を中心に飼養管理をしています。仕事と農業の兼業のため、作業をする時間に限りがあるため、祖父母・妻・3人の息子たちに協力してもらい、農繁期や特に牛の飼料、WCSの収穫時は効率よく作業を進めています。

繁殖牛の飼養管理は、私と祖父母、農繁期の作付、飼料の収穫は3人の息子たち、そして妻を中心に作業を行い、息子たちの

農業機械の運転は私以上に操作し、ロールの積み込み、保管も効率よく作業でき、たのもしく思います。また、農業を取り巻く環境は厳しい状況であり、若い世代の後継者不足も重なり、地区、地域の活性化もなく危機感を感じています。家族に感謝し、厳しい状況でもピンチはチャンスにと捉え、農業経営の確立を目指し努力していきます。

”家族に感謝”そしてありがとう。

本人執筆

「リスク分散」先人の知恵を活かして

ももえだ

すみはる

百枝 純治さん (志佐町稗木場)



私は繁殖牛7頭を経営の中心として、水稲60アール、WCS80アール、飼料作物60アールを作付けしています。この内借入地は55アールです。耕地の所在地を大別すると、志佐川水系に40アール、ため池水系に60アール、湧水利用が40アール、自宅周りの畑地が30アールと4か所に分散しています。

農業は自然と向き合う仕事です。先人たちは自然災害による減収をできるだけ抑えるために立地条件の異なる所に農地を切り開いてくれています。

最近では気候変動の影響も著しく各地で大きな自然災害が起こっています。当地には台風こそ来ませんでしたが大天続きの8月に稲を10アールほど枯らしました。加えて世界のあちこちでの争いごとは収まる兆しもなく、肥料・飼料・燃料などの価格を大きく押し上げ資材費の負担増が経営に重くのしかかっています。

やがて来る体力の衰えにも備えが必要だと感じます。労力の負担軽減策のため、稲刈り作業は全面委託、子牛は生後5カ月になったらJAのキャトルセンター預入をしています。飼料の収穫作業には結(ゆい)の方式を取り入れて牛飼いの仲間同士がお互いの作業を助け合う仕組みで賄っています。

先人の知恵に学び無理をせずこれからも様々なりリスクに向き合いながら楽しく農業を続けて行きたいと思います。

本人執筆

「地域の活性化を目指して」

てらさわ

こうすけ

寺澤 幸介さん（今福町坂野）



今福町坂野地区にお住いの寺澤幸介さんを紹介します。

坂野地区は、標高200メートルほどの山間地で傾斜地が多く圃場が少ない地区です。当地区では、温州みかん栽培が中心で水稻やお茶も生産されています。

寺澤さんは、県立農業大学校を卒業後、地元企業に就職し休日には両親の農作業の手伝いを行っていました。25歳から後継者として就農すべく4年程両親とともに農作業に励んでいます。現在は、温州ミカン150アールを中心に水稻130アールを作付けしています。

温州ミカンは、日照や気温など天候に左右されやすい作物です。国内販売みかんの最高単価を達成したJAかんきつ部会として品質を維持するため、老木や低位生産園を優良系統へ更新し、品質を向上させ生産性の安定化を進め全園マルチ栽培を行うことにより、高糖度のブランド品つくりと継続性の高い経営を目指しています。しかし、近年の円安や輸入製品の不足で生産コストが上昇し収益率が低下し厳しい経営を強いられています。

労力の省力化のため防除機（スピードスプレーヤー）を導入しましたが、作業道を保するため13年がかりで圃地改造を行いました。特に収穫時は3〜4人を雇用し労力不足を補っています。

稲作は、近年の気温上昇で品質が安定しないことから、農協が推奨する高温耐性品種「なつほのか」に移行し、高品質のJA米生産を行い全量ライスセンターへ出荷し

ています。水利組合では生産者の高齢化により作付者が減少し数人で水管理をするなど一段と作付け環境が難しくなっています。

将来は、先祖代々受け継がれてきた農地や地域環境を守るために、現状の栽培面積を維持し、農業関連情報の収集に努め、作業方法の改善や収益向上を目指したいと考えています。地域の後継者不足が深刻な状況が続いており、同世代の農業者はもちろん同じ作物を栽培する者が少なく地域が活性化しない要因となっています。少しでも多くの仲間づくりを行い、地元の農業者と一体になって地域が発展することを願っています。

記事担当…農業委員 武部 利弘

「農業を生き抜く!!」

いわき

やすのり

岩本 保徳さん（御厨町田代）

私は都会で5年間を過ごし、慌ただしい生活に疲れ地元に戻り農家を継ぎました。田舎のゆっくり時間が心地よかったです。まだバブルの真っ只中であり、苦勞した記憶がありません。

当時、胡蝶蘭等の洋蘭農家として経営していました。5年経過した頃バブル崩壊が起き、価格が1/10になり路頭に迷った経験があります。

家業は園芸作物と水稻の複合経営。高経費型の洋蘭から低経費型の菊の生産農家に転身し現在に至っています。バブル当時と違うのは、農業が儲かりにくくなった事。地域の農業者も高齢化が進み、後継者が育たない危機的状況を迎えています。黙っていたら田舎の農業は5、10年で行き詰まるでしょう。

自分は地域に育てられたと思っています。生まれ育った田代地域をなんとか残したい。体が動く今あがかないと手遅れになりそう。近年その思いは強くなってきたと感じています。幸いこの地は、持ち前の団結力と体験型修学旅行生の受入れ、中山間地域直接支払い制度が根付き、精神的・経済的效果や農用地保全効果は多少あったと思います。ですが、高齢化の波は等しく押し寄せてお

ります。
現在、地域の仲間と農村RMO（農村型地域運営組織）の立ち上げを模索したり、地域のご婦人方にまわってもらい仲間作りをお願いしたり、新たな農産品（水稻裏作のもち麦を使った味噌作りや遊休農地へ



のアロマオイル向けのヨモギの栽培等）の実証実験を重ねております。また、「田代の米」のブランド化にも取り組んでいます。今後はどうなっていくか分かりませんが、動かなければ何も始まらない、ということ。それが今、です。
こういう姿勢が、若者にうけ農村で頑張ってくれる人たちが集まって行けば本望と思います。
農業を生き抜く、のは大変と思います。知恵を出し合い、手を携え、地域を残し、農地を残す。松浦市の基幹産業である農業、頑張ってください。

本人執筆

やめよう！農地の無断転用

～農地を農地以外（宅地や駐車場など）の目的で使用する場合には、
農地転用の許可が必要です。～

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、工事の中止、原状回復の命令が出されることもあります。また、これらに違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

農業委員活動紹介

視察研修を行いました

10月11日、農業委員・農地利用最適化推進委員の見識を広めることを目的とした日帰りの視察研修を実施し、福岡県久留米市と筑後市にある『九州沖縄農業研究センター』を視察しました。



講義(上)とイチゴ栽培試験ハウスの視察(下)



農地を相続した際には 届け出が必要です！

※所有者不明農地の解消に向け法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。相続や遺贈により不動産を取得した場合、相続を知ってから3年以内（義務化の施行前の相続は義務化から3年以内）に法務局へ登記名義変更の申請をすることが必要になりました。正当な理由なく登記申請を怠った場合は罰則の対象となる可能性があります。

※相続登記が済んだ場合は、農業委員会への届出が必要ですのでお忘れなくお願いします。

※相続等により農地を取得した方は、農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられています。

《届出が必要な人》 農地を相続した人

《届出の期間》 権利を取得したことを知った日から10か月以内

《届出に必要なもの》①印鑑 ②登記完了証

農地パトロールを 実施しました。

農業委員会では、農地の利用状況や、無断転用及び許可後の実施状況を把握するため、毎年、農地パトロールを実施しています。本年は8月16日の星鹿地区を皮切りに延べ8日間、市内全域で実施。
この調査結果を基に、遊休農地の今後の利用についての意向を所有者等に確認し、農地の適正な利用や担い手への農地利用の集積・集約化の推進に活かしていきます。



研修会に参加しました！

地区別農業委員会研修会



10月27日、松浦市役所市民ホールで開かれた研修会に、松浦市農業委員・農地利用最適化推進委員が参加しました。

講師を務めた長崎県農業会議・長崎県農業振興公社・長崎県農業経営課から農業委員会をめぐる情勢や、委員の最適化活動、農地中間管理事業の概要、市で策定する地域計画等について研修を受けました。

農地等利用最適化推進 施策の改善に関する意 見書を提出しました。

11月6日、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき農政に関する提案をとりまとめ、松浦市長に対して意見書を提出し、12月25日には市長との意見交換を行いました。
意見書の主な概要については次のとおりです。

- ・担い手への農地の集積・集約化対策
- ・遊休・荒廃農地対策
- ・新規参入の促進対策
- ・子牛価格の低迷対策など



気

になるスポット

《志佐川河川敷
ウォーキングコース》

及川恒平の「面影橋から」を口ずさみながら鹿爪橋から高野橋まで片道3497歩所要時間38分、農作業の合間を見てウォーキング。

近年、大雨被害が頻発する中、河川の整備も進み四季折々に楽しませてくれる志佐川河川敷。

春は水仙の花が土手に咲き揃い、初夏には田植えを終えた水田が青く広がる、秋には黄金色の稲穂が頭を垂れ土手には彼岸花、冬にはマガモ・カルガモ・コガモが水辺でハーモニ、川鶉が二段堰で羽を休める姿など野鳥の観察も楽しめます。

癒しの志佐川河川敷ウォーキングを楽しんでみてはいかがでしょうか。
健康に勝る宝なし！



がんばる新規就農者！

福島町にて経営を開始された豊川和弘さんをご紹介します！

伊万里市の高校を卒業後、JAながさき西海トレーニングファームでの研修を経て、令和6年4月より経営を開始しました。現在、福島町において繁殖牛経営をしており、技術の研鑽に努め、日々奮闘しています。

見かけられた際は、ぜひお声掛けをお願いします！



(認定新規就農者)
豊川 和弘さん (20) 福島町里地区

私は祖父が繁殖牛農家であったこともあり、幼い頃から繁殖牛経営が目標となりました。高校卒業後、2年間、JAながさき西海トレーニングファームで繁殖牛の飼育・飼養管理技術習得のため繁殖牛農家のもとで研修を受けました。2年間の研修を経て、令和6年4月より就農しました。

今年度、新規就農支援制度を活用して繁殖雌牛を8頭導入する予定です。

就農したばかりで不安なことばかりですが、県・JA・市の指導や地元農家さんの助けを受けながら、一人前の農家になれるように日々頑張っています！

認定新規就農者支援制度について

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

支援内容としては、資金の貸し付け（青年等就農資金）や新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金等）があります。

計画は、就農に必要な農業技術の習得状況、就農時の農地や農業経営の規模・生産方式・経営管理に関する目標等について、自らの将来計画を作成します。

《認定の流れ》

① 新規就農希望者 ↓ ② 青年等就農計画の作成 ↓ ③ 市町長へ提出 ↓ ④ 青年等就農計画の審査 ↓ ⑤ 青年等就農計画の認定 ↓ ⑥ 認定新規就農者

《認定のメリット》

○ 経営開始にあたっての農業施設や農業機械の導入に活用できる無利子の「青年等就農資金」の融資対象となる。

○ 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金等）や松浦市認定新規就農者支援事業の交付要件となります。

※ 認定基準については市町によって異なります。

随時、就農に係る相談対応をしておりますので、お気軽に松浦市農林課（0956-72-1111（内線227））までお問い合わせください！

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

☆農業に従事する方の老後の安心に役立ちます☆

国民年金 + **農業者年金**

特徴①

農業者の方なら広く加入できます

(以下のすべてに該当)

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上65歳未満の方



特徴②

積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- 自分がかけた保険料は全額年金として生涯受け取れます。
万が一80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金は、死亡一時金として遺族に支給されます。

特徴③

保険料はいつでも変更できます

- 月々2万円から6万7千円まで（千円単位で）

メリット①

支払った保険料は確定申告で全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税対象になります。

メリット②

政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

- 一定の要件を満たす場合、月額20,000円の保険料に2割から5割の範囲で最大10,000円の補助あり

メリット③

35歳未満の若い農業者は通常加入保険料月額2万円が1万円で加入できます。（※令和4年1月1日から）

<お問い合わせ>

松浦市農業委員会又はお近くのJA窓口

令和7年4月から農地の貸借が「農地中間管理機構（農地バンク）」に一本化されます！

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの農地の貸し借りで大半を占めていた利用権設定（相対契約）が**令和7年3月31日で終了**となります。

よって、農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対契約）の手続きは、**令和7年2月14日（金）まで**に受け付けたものまでとさせていただきます。（2月定例総会に上程分まで）

但し、既に地域計画が策定・公表されている地域は、相対契約ができません。

（※相対契約の契約期間が来年度以降まで残つてする場合、契約期間満了までは有効です。）

4月以降、貸し借りの手続きは原則、農地中間管理機構（農地バンク）による手続きとなります。また、「**物納**」による契約はできなくなりますのでご注意ください。

詳しくは、最寄りの農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

令和7年4月から

現在

■農地中間管理機構法（農地バンク）
■農地法



■農業経営基盤強化促進法（相対契約）
■農地中間管理機構法（農地バンク）
■農地法

編集後記

昨年4月の改選により、新たなメンバーで農業委員会だよりを作成することになりました。これからも皆さんに色々な情報を提供してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（編集委員長 崎村康子）



編集委員

大石 恵子
松本由美子
太田 重敏
川久保稔美
山口 信也
崎村 康子
武部 利弘
高田 良彦

この広報誌は、各支所・出張所のロビーに配付しているほか、松浦市公式ホームページでも閲覧できます。

<http://www.city-matsura.jp/www/contents/1204876051777/index.html>